

## 就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業委託要項

2020年3月2日

総合教育政策局長決定

### 1 趣旨

就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代である。その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。こうした状況を受け政府としては、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを、政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとし、3年間で集中的に取り組むこととした。

教員に関しても、就職氷河期世代は採用試験倍率が13.3倍と過去最高を記録し、免許状を取得したものの、採用に至らなかった者が100万人以上いると推計される。このような教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等を対象としたリカレント教育プログラムを開発し、その意欲・能力をいかして学校現場で活躍できるように支援する。

### 2 事業の内容

上記1に示した趣旨の下、学び直しのためのオンライン講座等の開発及び提供を行うとともに、模擬授業等学校現場で教員として勤務するのに必要な知識・技能を身に付けられる講座を開設し実施する。

### 3 委託対象

本事業の委託対象は、大学の設置者（ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）とする。

※ 大学の学部、学科、大学院研究科、専攻課程、短期大学の専攻科など、大学等の設置者以外の単位での申請は不可。

### 4 委託期間

本事業の委託期間は、委託契約の締結日から2021年3月31日までの間で委託事業の実施に必要な期間とする。

### 5 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、事業を委託する。

### 6 事業の委託経費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、委託事業の実施に必要な経費（人件費、事業活動費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、消耗品費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委

託費として支出する。

- (2) 文部科学省は、委託先が本委託要項又は委託契約書（委託変更契約書を含む。）の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたとき等は、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7 再委託

委託先は、受託した事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、当該事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認める業務については、当該事業の一部を第三者に委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

## 8 完了（廃止等）の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき又は委託事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、別に定める様式の委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、完了した日から 30 日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、委託事業が完了したときは、委託事業成果報告書 10 部を、委託事業完了（廃止等）報告書と合わせて文部科学省に提出しなければならない。
- (3) 「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する。

## 9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記 8 により委託事業完了（廃止等）報告書等の提出を受け、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における委託事業の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなければならない。
- (6) 委託先は、「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。